

小矢部市ケーブルテレビネットワーク施設加入契約約款

光テレビ加入契約約款

（重要事項ですので必ずお読みください。また、お読みになった後も保管をお願いいたします。）

第1章 総則

【約款の適用】

第1条 となみ衛星通信テレビ株式会社（以下当社といいます）は、放送法の規定に従い、この放送サービス契約約款(以下「約款」といいます）を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

【約款の変更】

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

【用語の定義】

第3条 約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 セットトップボックス	放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器。ケーブルテレビ用チューナー（以下「STB」といいます）
2 ICカード	STBに常時装着されることにより、STBを制御し、契約者の視聴履歴を記録するためのICを組み込んだカード
3 B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
4 C-CASカード	CSデジタル放送用ICカード
5 ACASチップ	STBに搭載されることによりSTBを制御する新CAS方式が組み込まれた、STBに実装されるICチップ
6 V-ONU	光放送端末

第2章 契約

【契約単位】

第4条 加入契約は、加入世帯引込線 1 回線毎行います。引込線 1 回線により複数世帯・複数企業が加入する場合には、各世帯および各企業ごとに契約を行うものとしす。

【契約の成立】

- 第5条 加入契約は、契約者があらかじめこの約款を承認し、加入申込書兼契約書に必要な事項を記入の上提出し、当社がこれを承諾したときに成立します。
- 契約者は加入契約の締結について地主・家主その他利害関係者がある時には、予め必要な承諾を得ておくものとし、この事に関して責任を負うものとしす。
 - 当社は次の場合には加入契約を承諾しない場合があります。
 - 引込設備及び宅内設備を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
 - 契約の申込みをした者が料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

【特典供与に関する最低利用期間・違約金等】

第6条 契約者は、当社が実施する工事割引等の特典供与を受ける場合、当社が別途定める適用条件・最低利用期間・違約金の設定に従うものとしす。

【加入申込みの撤回等】

- 第7条 契約者は、加入申込みの日から起算して 8 日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
- 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、当社に対し同項の文書を発したときにその効力を生じます。
 - 第 1 項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った料金の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
 - 前項の規定にかかわらず加入契約後、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には、契約者はその工事に要した全ての費用および受信機等の撤去に伴う工事費用を負担するものとしす。また、契約者が所有もしくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担するものとしす。

【当社が提供するサービス】

- 第8条 当社は、サービス提供区域において、サービス提供に必要な全施設を設置すると共に、その維持および運営に当たります。また当社は契約者に次のサービスを提供します。
- 放送事業者のテレビジョン(多重放送を含む)放送を再放送する業務
 - ラジオ放送（FMおよびデジタル放送)およびデジタルデータ放送を再放送する業務
 - 基本利用料内テレビジョン自主放送番組提供を行なう業務
 - 基本利用料内サービス以外の有料によるテレビジョン自主放送番組(以下「有料番組」といいます)の提供を行なう業務
 - 上記事業に附帯するサービス業務
 - となみ衛星通信テレビスマートテレビコースは別に定める「となみ衛星通信テレビスマートテレビコース利用規約」により提供するものとしす。

【施設の設置及び費用の負担】

第16条 当社は当社が設置する施設(以下「本施設」といいます)のうち、放送センターから幹線(クロージャ―)までの設備の設置に要する費用を負担します。契約者は引込工事(幹線(クロージャ―)からV-ONUまでの設置)および宅内工事（V-ONU出力端子から受信機までの設置）に要する費用は、契約者が負担します。

- 引込工事における契約者の希望による特別工事に関わる費用は、契約者が負担するものとしす。また、自営社の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、契約者敷地内および宅内の特別工事を必要とする場合は、契約者がその費用を負担するものとしす。
- 本施設の設置工事は、当社または当社が指定する工事業者が行うものとしす。

【施設の所有関係】

第17条 本施設のうち、放送センターからV-ONU出力端子までの施設およびSTB等の貸与機器は当社の所有とします。本施設のうち第16条で規定する自営社、地下埋設設備等およびV-ONU出力端子以降の全ての宅内の施設(STB等の貸与機器は除く)は契約者の所有とします。

【施設の維持管理】

第18条 当社は放送センターからV-ONU出力端子までの施設について維持管理します。

- 契約者は当社施設の維持管理上、当社のサービス提供が一時停止することを承認するものとしす。

【故障】

- 第19条 当社または当社が指定する工事業者は、当社が提供するサービスを受信に異常が生じた場合または当社が提供するサービスを受信する施設に異常がある旨の申し出があった場合、速やかにこれを調査し、必要な措置を講じます。
- 当社の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が契約者の所有する受信設備及びテレビジョン受像機等施設等、契約者の施設の場合は、その設備の修復を契約者が行い、その費用を負担するものとする。
 - 契約者は、故意または過失により当社の提供するサービス施設に故障が生じた場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとしす。

【便宜の提供】

第20条 当社または当社の指定する工事業者は、設備の調査・修復・撤去を行うため契約者の敷地・家屋・構築物等に立ち入ることがあります。この場合契約者は正当な理由がない限り、敷地に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとしす。

【設置場所の変更等】

- 第21条 契約者は当社の光サービス提供区域内に限りテレビジョン受像機および受信機の設置場所を変更することができます。
- 契約者は前項の規定によりテレビジョン受像機及び受信機の設置場所を変更しようとする場合は、当社または当社の指定する工事業者にその旨を申し出るものとしす。
 - 契約者は前項の変更に要する費用を負担するものとしす。

第6章 契約の変更・一時中止等

【名義変更】

- 第22条 契約者の契約事項について次の各号に掲げる異動が生じた場合、契約者およびその相続人または承継人は契約者の確認を得てその名義を変更することができるものとしす。
- 相続があったとき
 - 当社のサービスを受ける権利義務をその承継人に継承するとき
 - 前項の規定により名義を変更しようとするときは、契約者または契約者の相続人ならびに承継人は、この際当社に対しすみやかに当社制定の用紙によって届けるものとしす。

【一時休止】

- 第23条 契約者は、サービス提供の一時休止、又は、その再開を希望する場合は、ただちに当社にその旨を文書で申し出るものとしす。この場合は、一時休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの料金は無料とします。なお、一時休止および、その再開により工事費が発生する場合、契約者はその費用を負担するものとしす。
- 一時休止期間は当社が第 6 条(特典供与に関する最低利用期間・違約金等)の規定により設定する最低利用期間との関係では、契約者の利用期間に含めないものとしす。

【利用停止】

- 第24条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（その光テレビサービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったもの)に限ります。以下この条において同じとします）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）その受信設備切断し、光テレビサービスの利用を停止することができます。
- 月額利用料金または加入料分割払い分を3ヶ月以上また、その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
 - 契約の申込に当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - この約款の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定により、光テレビサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。

【契約者の申出による解約】

- 第25条 契約者は、自己の都合によって解約しようとする場合、解約を希望する場合はただちに文書により当社にその旨を申し出るものとしす。
- 加入契約が解約となった場合、すでに支払われた加入料については返還しないものとする。

- 契約者は、前項の解約に伴う STB の撤去およびそれに付帯する工事費用を負担するものとしす。また、解約に伴い契約者が所有もしくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担するものとしす。

- 解約の場合は、解約を申し出た日の属する月までの料金を支払うものとしす。

【当社が行う契約の解除】

- 第26条 契約者が、負担すべき料金を相当の期間滞納した場合等で当社による料金の回収が困難となった場合、当社は契約者との契約を解除します。
- 契約者は、契約の解除に伴い契約者が所有もしくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担するものとしす。
 - 第 24 条（利用停止）の規定により光テレビサービスの利用停止をされた契約者が、さらに3ヶ月が経過してもなお入金のないとき、あるいはその事実を解消しないとき、当社は催告なしに契約者との契約を解除することがあります。
 - 第 24 条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、光テレビサービスの利用停止をしないで催告なしにその契約を解除することがあります。
 - 当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとしす。
 - 第 20 条（便宜の提供）の規定に反して、当社または当社の指定する業者の立りによる業務の実施を契約者が正当な理由なく拒否された場合には、当社は催告なしに契約者との契約を解除することがあります。
 - 本条に規定する解除がなされた場合の料金の支払等は、第 25 条（契約者の申出による解約）の規定に準じた取扱いとします。

第7章 雑則

【免責事項】

第27条 天変・地変・落雷等、その他予測できない事由による契約者の所有物の損害、あるいは当社の提供するサービスを停止せざる得なくなった場合については、当社はその責を問われないものとしす。

【放送内容の変更および著作権・著作隣接権侵害の防止】

- 第28条 当社は、止むを得ない事情によりサービス業務内容を変更することがあります。なお変更によって起こる損害の賠償には応じません。
- 契約者は個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多人数に対する対価を受けての上映、ビデオデッキその他の方法による複製および、かかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

【録画機能付き STB 等の貸与機器に関する免責事項】

- 第29条 加入契約の解約時や故障等での交換時、当社は契約者に通知なく、録画機能付き STB に録画された番組データおよび個人情報等を消去できるものとし、契約者はこれを了解するものとしす。
- 録画機能付き STB 等の故障・不具合・誤操作、その他の理由により、放送番組が、正常に録画または再生できなかった場合、当社は一切の補償責任を負わないものとしす。また、録画機能付き STB 等の故障・不具合・その他の理由による修理および機器交換に際しての録画番組の損失に関しても、当社は一切責任を負わないものとしす。

【加入者に係る情報の取扱い】

第30条 当社は、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づいて適正に処理します。

【サービスの無断使用・営利使用の禁止】

第31条 契約者が記録装置、配線等により当社が提供するサービスを第三者に提供することは、有償・無償にかかわらず禁止します。

【定めなき事項】

第32条 この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と契約者は契約の締結の趣旨に従い誠意をもって協議の上、解決にあたるものとしす。

【約款の改正】

- 第33条 当社は、この約款を総務大臣に届け出た上で改正する場合があります。
- 契約者は、前項による改正後の約款の内容を当社が契約者に通知したとき、または、当社のホームページ上で閲覧可能にしたときから、改正後の約款に従うものとしす。

<付 則>

- 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付すことができるものとしす。
- この約款は、令和6年4月1日より施行します。

光テレビ加入契約約款別表

令和6年4月1日

1. デジタルサービス加入料

項目	料金
加入料	11,000円

2. デジタルサービス月額利用料

1) STB設置台数とサービス別月額基本利用料

サービス\STB台数	STB1台目	STB2台目	STB3台目
光スマート4Kデラックスコース	4,950円	3,080円	3,080円
光スマート4Kエコノミーコース	3,630円	3,080円	3,080円
光デラックスコース	4,180円	2,310円	2,310円
光スタンダードコース	3,630円	1,760円	1,760円
光プライム	2,200円	-	-
光エコノミーコース	2,200円	1,650円	1,100円

3. 有料番組

1) 月額有料チャンネル

チャンネル	チャンネル名	STB1台あたり料金
415ch	J SPORTS 4 (HD)	1,430 円/月
419ch	FIGHTING TV サムライ	1,980 円/月
425ch	東映チャンネル HD	1,650 円/月
426ch	衛星劇場 HD	1,980 円/月
200ch	スター・チャンネル1	2,530 円/月 (3ch組料金)
201ch	スター・チャンネル2	
202ch	スター・チャンネル3	
438ch	TBS チャンネル 1 HD	660 円/月
444ch	アニメシアターX(AT-X)	2,180 円/月
445ch	テレ朝チャンネル 1 HD	660 円/月
495ch	Mnet HD	2,530 円/月
496ch	KNTV HD	3,300 円/月
498ch	フジテレビ NEXT (HD)	1,980 円/月
485ch	グリーンチャンネル HD	1,100 円/月
486ch	グリーンチャンネル2 HD	(2ch組料金)
487ch	レジャーチャンネル	1,078 円/月
488ch	スピードチャンネル1	990 円/月
489ch	富山競輪チャンネル	(2ch組料金)
411ch	スカイ・A sports+ HD	1,100 円/月
412ch	GAORA SPORTS HD	1,320 円/月
417ch	ゴルフネットワーク HD	2,480 円/月
418ch	日テレジータス HD	990 円/月
422ch	映画・チャンネル NECO-HD	550 円/月
423ch	V☆パラダイス HD	770 円/月
424ch	WOWOW プラス	770 円/月
432ch	アクションチャンネル	880 円/月
437ch	ミステリーチャンネル	550 円/月
441ch	アニマックス HD	812 円/月
442ch	キッズステーション HD	812 円/月
446ch	ホームドラマチャンネル HD 韓流・時代劇・国内ドラマ	784 円/月
458ch	テレ朝チャンネル2ニュース・情報・スポーツ	660 円/月
451ch	日経 CNBC HD	990 円/月
452ch	日テレ NEWS24 HD	440 円/月
454ch	TBS NEWS	409 円/月
460ch	ミュージック・エア HD	660 円/月
464ch	歌謡ポップスチャンネル HD	880 円/月
470ch	囲碁・将棋チャンネル HD	1,540 円/月
479ch	エンタメ〜テレ HD☆シネドラバラエティ	660 円/月
483ch	ダンスチャンネル by エンタメ〜テレ	990 円/月
497ch	アジアドラマチック TV★HD	660 円/月

4. 付加サービス

1) 録画機能内蔵STB(らくらくSTB)月額利用料

STB台数	STB1台毎
月額料金	990円

2) 録画機能内蔵STB(ブルーレイらくらく)月額利用料

STB台数	STB1台毎
月額料金	2,420円

3) CATV緊急地震速報月額利用料

専用端末台数	1セット(親機1台、子機1台)	追加端末(子機1台あたり)
月額料金	1,100円	220円

4) 外付けハードディスク録画機能(HDD+)月額利用料

STB台数	STB1台毎
月額料金	330円

(表示額10%税込)